

マイナンバーカードを利用した健康保険証の確認について

当院では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「顔認証機能付きカードリーダー」を導入します。カードリーダーの操作については、スタッフまでお申し出ください。

- ・ 運用開始日 令和3年10月1日（金）
- ・ 本格運用開始日 令和3年10月20日（水）

つきましては、以下の点についてご承知頂きますようお願いいたします。

- ・ 運用開始当初のため、健康保険証の持参もお願いいたします。
- ・ 今までどおり、健康保険証での受診も可能です。
- ・ マイナンバーカードと健康保険証のいずれを利用する場合でも、今までどおり窓口までお越しください。窓口で外来ファイルをお渡しします。
- ・ 公費医療受給者証等（難病、こども、ひとり親、障害等）には対応して
おりません。
- ・ 顔認証機能付きカードリーダーは院内掲示板付近にあります。
- ・ マイナンバーカードはあらかじめマイナポータルサイト等で、健康保険証として利用できるようにするための申込みをしてください。

（右 URL 参照：https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html）